

## 仙台市農業委員会第74回総会議事録

○ 開催日時 令和6年6月27日（木曜日）午後3時から午後4時

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 16人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔		8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 2人 7番 加藤 和江 13番 佐藤 千治

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 協 議

(1) 令和6年度農業者年金加入促進活動計画（案）について

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 相続税納税猶予に係る適格者証明願について

(6) 農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について

(7) 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻について

(8) 売渡あっせん希望農地一覧表

(9) 仙台市農業委員会企画委員会の見直し（案）について

7 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 令和6年度総会等関連行事予定表の修正について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後 3 時 0 0 分)
司会：副主幹	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 74 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>	
2 会長挨拶	<p>－ 会長 あいさつ －</p>	
司会：副主幹	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしくお願いたします。</p>	
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、7 番加藤和江委員、13 番佐藤千治委員から欠席の届けがありました。 18 人中 16 人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	<p>次に、議事録署名委員については、8 番 菅野則義委員、9 番 菊地郁夫委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、6 月 20 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>	
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、菅野則義委員が行いました。今回の申請は、贈与による農業承継が 3 件です。 調査の結果報告は、菅野則義委員からします。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(書面報告) (8 番菅野則義委員報告)</p> </div>		

番号1番は、贈与により農業承継するものです。(父の持分1/2の農地を子へ贈与し、農業承継をするものです。)譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植、稲刈は作業委託により、家族3人で220aの農地を耕作しています。6月10日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継するものです。(祖父から孫へ贈与により農業承継をするものです。)譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族5人で17aの農地を耕作しております。6月11日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により農業承継をするものです。(父から子へ贈与により農業承継をするものです。)譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈を作業委託し、家族5人で17aの農地を耕作しています。6月11日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時06分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

を 上程いたします。第2号議案については、柴田市郎委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員と私（大泉権吾委員）の3名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、私（大泉権吾委員）からします。

番号2番は口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号3番を審議することにします。番号3番は柴田市郎委員関連の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

（柴田市郎委員退席）

議 長

それでは、番号3番を審議します。調査結果は書面報告とします。

（書面報告）

（4番大泉権吾委員報告）

番号3番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は、畑2,713㎡のうち965㎡を転用し、穀類乾燥施設に230.94㎡、転回場等に734.06㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。仙台農業振興地域整備計画における用途区分を農業用施設用地に変更する旨の通知が令和6年6月6日付で出ております。また、秋保町土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の番号3番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号3番は、許可と決定いたします。

第2号議案の番号3番が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

議 長

引き続き、番号1番と番号2番を審議することにします。

(大泉権吾委員報告願います。)

(書面報告)

(4番大泉権吾委員報告)

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑57㎡を転用し、宅地を含む事業面積166.56㎡を駐車場に77㎡、通路等に89.56㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員  
(4番)

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。第3号議案の農地法第5条許可申請の番号2番と関連があります。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、市街化区域および集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、田883㎡を転用し事業面積(第3号議案番号2番の田300㎡含む)1,183㎡を資材置場に361.25㎡、駐車場に198㎡、通路等に623.75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで事業用地として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第2号議案の番号1番と番号2番について、調査の結果、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第2号議案の番号1番と番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号1番と番号2番は、許可と決定いたします。</p> <p>(午後3時12分)</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。</p> <p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、境内地に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが2件、農業用施設に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、農家住宅に転用するものが1件、貸駐車場及び貸資材置場に転用するものが5件の合計11件です。調査の結果報告は、番号1番と3番と4番を小野寺潔委員から、番号2番を私（大泉権吾委員）から、番号5番と6番を柴田市郎委員から、番号7番から11番までを菊地郁夫委員からします。</p> <p>番号1番及び番号7番から11番は、口頭報告をします。</p>
小野寺潔委員 (6番)	<p>番号1番は、贈与により、境内地に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田198㎡を転用し、祠に1㎡、駐車場に50㎡、通路等に147㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、既に境内地として使用しており、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで、現地を境内地として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>

(書面報告)

(4番大泉権吾委員報告)

番号2番は、売買により、貸資材置場に転用するものです(第2号議案の農地法第4条許可申請の番号2番と関連があります。)。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、市街化区域および集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田300㎡を転用し、事業面積(第2号議案番号2番の田883㎡含む)1,183㎡を資材置場に361.25㎡、駐車場に198㎡、通路等に623.75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで資材置場等として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号3番は、売買により、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑277㎡を転用し、農業用資材置場に76㎡、駐車場等に201㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。第1種農地は原則農地転用できませんが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当します。なお、許可を得ないで200㎡を超える農業用施設として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑269㎡を転用し、資材置場に194㎡、駐車場等に75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計

画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで資材置場等として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(19 番柴田市郎委員報告)

番号5番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑986㎡を転用し、太陽光発電パネル150枚(発電出力49.5kw)に387㎡、通路等に599㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、使用貸借権の設定により、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田320㎡を転用し、農家住宅に117.75㎡、駐車場に30㎡、通路等に172.25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員  
(9番)

番号7番から11番は関連がありますので一括して報告します。売買により、貸駐車場及び貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築工事業者が畑1,831㎡を転用し、貸駐車場(普通車30台、大型車1台)に519.5㎡、通路等に1,043.5㎡、貸資材置場に268㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己



資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時18分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和6年度農業者年金加入促進活動計画(案)について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 —

(1)「令和6年度農業者年金加入促進活動計画(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和6年度農業者年金加入促進活動計画(案)について」は、承認といたします。

(午後3時23分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の

添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから4ページに記載のとおり12件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから6ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、7ページに記載のとおり2件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、8ページに記載のとおり1件ありました。(6)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、9ページに記載のとおり1件ありました。(7)農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻については、10ページに記載のとおり2件ありました。(8)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規にあっせん申し出が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(9)「仙台市農業委員会企画委員会の見直し(案)について」を、事務局から報告願います。

事務局副主幹

— 報告 —

(9)「仙台市農業委員会企画委員会の見直し(案)について」

議 長

報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後3時28分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

(1)会長報告は、私(佐々木均会長)からいたします。**資料3**をご覧ください。

会 長

— その他 —

(1)「会長報告」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(2)「令和6年度総会等関連行事予定表の修正について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— その他 —

(2)「令和6年度総会等関連行事予定表の再配布について」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局振興係

— その他 —

(3)「事務局からの連絡事項について」

1 7月～8月の予定表

2 他市町村農業委員会だより等(横浜市、農政時流)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、今回の総会をもって退任される農業委員の方々から一言ずつあいさつをいただきたいと存じます。初めに大里重市委員お願いします。

大里重市委員

— あいさつ —

司会：副主幹

次に佐藤とみ委員お願いします。

佐藤とみ委員

— あいさつ —

司会：副主幹

次に鈴木通委員お願いします。

鈴木通委員

— あいさつ —

司会：副主幹

次に菅野則義委員をお願いします。

菅野則義委員

— あいさつ —

司会：副主幹

最後に佐々木均会長をお願いします。

会長

— あいさつ —

司会：副主幹

ありがとうございました。

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第74回総会を閉会します。

閉 会

(午後4時00分)